

下関市地域型保育事業所 運営事業者募集要項

＜令和8年4月開所予定＞

令和7年8月
下関市こども未来部幼児保育課

《問い合わせ先》

下関市 こども未来部 幼児保育課 管理係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1722（直通）

FAX 083-231-1995

E-mail hfkodomo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

目 次

1	募集の趣旨	2
2	募集する事業類型	2
3	募集する事業者数等の概要	2
4	応募資格	2
5	運営・設置に関する基準	3
6	入所調整について	4
7	応募手続き	5
8	提出部数	5
9	応募に当たっての留意点	5
10	事業者の選定	6
11	主な審査項目	6
12	その他留意事項	7
13	事業者決定までのスケジュール（予定）	7
※	提出書類一覧	8

1 募集の趣旨

下関市では「For Kids プラン 2025（下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、下関市ひとり親家庭等自立促進計画、下関市こどもの貧困対策推進計画、下関市子ども・若者計画）に基づき、今回、3歳未満児の保育定員の不足が生じている本庁区域と川中・勝山区域において、地域型保育事業所を設置、運営する事業者（以下「地域型保育事業者」という。）を募集します。

2 募集する事業類型

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「設置基準」という。）第28条に規定する以下の事業類型とします。

小規模保育事業A型

3 募集する事業者数等の概要

(1)事業者数

2事業者

(2)区域

本庁区域（本庁管内）

川中・勝山区域（川中支所及び勝山支所管内）

(3)開所日及び休所日

ア 開所日 月曜日から土曜日

イ 休所日 日曜日、祝日又は祝日の振替休日、12月29日～1月3日

(4)対象児童 満3歳に満たない保育を必要とする乳幼児

(5)保育の提供 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠すること。

(6)開設時期 令和8年4月

4 本公募に応募できる事業者

法人格を有すること（政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。また、複数の企業による共同の設置も可能ですが、その場合、認可を受ける企業を1つに特定し、利用方法及び運営コストの負担等について取り決めを行い、これらについて協定書等の形で書面で締結していること。）とし、以下の全てを満たしている事業者

(1)児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項のいずれにも該当しないこと。

(2)不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合、次のアからウのいずれかを満たし、かつ、エから力のいずれも満たすこと。

- ア 貸与を受けた土地又は建物について地上権又は賃借権を設定し、かつ登記を受けていること。
 - イ 建物の賃貸借契約の賃貸借期間が10年以上とされていること。
 - ウ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - エ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - オ 1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。
 - カ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中でないこと。
- (4)下関市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5)本店及び支店が所在する市町村の市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6)経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）が社会的信望を有していること。

5 運営・設置に関する基準

地域型保育事業の運営・設置に関しては、以下に記載する事項のほか、設置基準に定められた全ての基準を満たす必要があります。

(1)運営の基準

- ア 保育の対象は、3歳未満のこどもとすること。また、0歳児、1歳児及び2歳児の定員は、持ち上がり可能な定員設定とすること。（0歳児 $\leq$ 1歳児 $\leq$ 2歳児）
- イ 事業の実施に当たっては、原則として設置基準第7条第1項に規定する連携施設を確保すること。
- ウ 保育時間は、1日につき11時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、地域型保育事業者が定めるものとする。
- エ 運営費は、定員区分や認定区分等による基本額と、職員配置や運営内容等による加算額により算出した費用の額（公定価格）から、利用者負担額（保育料）を控除した額を地域型保育給付として給付する。

(2) 主な職員配置、設備等の基準

	小規模保育事業A型
保育士	乳児（0歳児） おおむね3人につき保育士1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児（1・2歳児） おおむね6人につき保育士1人
	※上記に加えて1人を追加で配置。（小規模保育事業A型は、設置基準附則7～10に特例あり） ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。
嘱託医	配置必要
調理員	配置必要 （調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。）
乳児室又は ほふく室	0・1歳児1につき3.3㎡以上 ※保育に必要な用具を備えること。
保育室又は 遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡以上 ※保育に必要な用具を備えること。
屋外遊技場	2歳児1人につき3.3㎡以上 ※自園内に設置できない場合、付近の代替地可
調理設備	設置する ※設置基準第17条に規定する特例あり。
便所	設置する
建物建築基準、 階段等	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物にあっては、設置基準第29条第7号、 第33条及び第49条の規定を遵守すること。
食事の提供方法	食事を提供することとし、自園調理を原則とする。 ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。
連携施設	設定する（設置基準附則4に経過措置あり）

6 入所調整について

保育が必要な子どもの施設・事業所の利用は、市町村が調整を行うこととなっているため、下関市が教育・保育給付認定申請と同時に利用の申込を受け付け、入所調整を行い、保護者に通知します。そのため、地域型保育事業者が独自に利用者を選考・入所させることはできません。

7 応募手続き

(1)受付期間

令和7年8月15日（金）から9月30日（火）まで（土・日・祝日等市役所閉庁日を除く。）。

(2)受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

(3)受付方法

提出書類（巻末の「提出書類一覧」を参照）をご持参ください。（送付等による受付は行いません。）

(4)質問事項の受付

令和7年8月15日（金）から9月22日（月）まで。

Eメールにて質問を受け付けます。電話、FAX又は来訪での質問は受け付けません。Eメールのタイトルは「地域型保育事業募集 質問事項」としてください。また、審査及び選考に関する内容や他の応募者に関する問い合わせには一切お答えできません。

(5)提出先又は問い合わせ先

下関市役所 こども未来部幼児保育課 管理係（担当：瀬本、関）

下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1722（直通）

E-mail hfkodomo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

8 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

9 応募に当たっての留意点

(1)受付期間を過ぎたものは一切受け付けません。

(2)受付期間内の書類の差替は可能ですが、受付期間終了後の書類の差替えはできません。

(3)提出された書類は返却しません。

(4)応募のために生じる一切の費用については、応募者の負担となります。

(5)応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。

ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。

(6)提出書類について下関市情報公開条例等関連規定に基づいて、公開することがあります。

10 事業者の選定

(1) 審査について

ア 下関市地域型保育事業者選定委員会による審査会にて行います。

イ 審査会では、事業者による説明・提案及びヒアリングによって審査を行います。

(2) 審査会の日程について

令和7年11月初旬に実施予定です。日時、会場が決まり次第、応募事業者にお知らせします。

(3) 説明・提案及びヒアリングについて

事業主の代表者（又は責任者）及び事業所の施設長（管理者）予定者の出席が必要です。

なお、出席人数は4人以内とします。

(4) 選定結果

審査会の結果を受けて下関市が決定し、文書で通知します。

11 主な審査項目

審査の視点	評価項目・内容
事業者に関すること	・事業者の役員構成又は法人事業部等の組織体制 ・代表者、事業責任者 ・事業実績 ・経営状況の健全性（財務基盤、財政状況） ・法令遵守の徹底 等
施設整備に関すること	・施設整備に係る資金、収支計画 ・地域住民への説明状況 ・利便性と近隣への配慮を意識した事業予定地 ・認可基準等の適合状況 等
運営に関すること	・施設運営に係る収支予算計画 ・保育所運営方針、運営計画 ・保育士等の職員確保、職員定着のための対応 ・施設長予定者・職員予定者 ・保育課程（教育・保育に関する全体的な計画） ・連携施設 ・給食 ・開所時間や休園日の対応 ・保健、安全管理の対応 ・苦情処理体制の対応 ・個人情報の保護の対応 ・災害への備え 等

12 その他留意事項

- (1) 整備に係る費用の補助は行いませんので、整備を行う事業者の自主財源により整備をしてください。
- (2) 選定事業者は、改めて認可申請を行っていただきます。
- (3) 地域型保育事業者の選定において、現在運営している施設等の視察を依頼する場合があります。
- (4) 必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがありますのでご承知ください。
- (5) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合、その他不正な行為があった場合は、本事業の対象から除外します。
- (6) 地域型保育事業者選定後の事業計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。
- (7) 開設しようとする小規模保育事業所の施設名称が、市内の既存施設と混同するような名称であると本市が判断した場合、名称を変更していただく可能性があります。

13 地域型保育事業者決定までのスケジュール（予定）

内 容	日 程
応募受付	令和7年8月15日（金）から9月30日（火）まで
質問事項受付	令和7年8月15日（金）から9月22日（月）まで
審査会	令和7年11月初旬
事業者決定	令和7年11月中旬

提出書類一覧

NO	提出書類	様式	備 考
1	地域型保育事業所運営事業者応募申請書	様式1号	
2	事業者運営状況	様式2号	
3	法人役員等名簿	様式3号	委託先がある場合は事業主と併せて提出。
4	法人代表者及び事業責任者の履歴書	様式4号	法人代表者及び今回の事業計画に当たっての責任者（責任者が代表者の場合は不要）の履歴書。委託先がある場合は事業主と併せて両方提出。
5	組織図等	任意	委託先がある場合は事業主と併せて提出。
6	財務状況が分かる書類	任意	<社会福祉法人>現況報告書及び財務諸表 <学校法人>事業報告書及び財務諸表 <その他>財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー、財産目録） <u>※上記いずれも直近3年分</u>
7	事業実施計画書	様式5号	
8	民間施設との連携確約書	様式6号	
9	保育の計画	様式7号	
10	保育の内容に関する添付書類	任意	様式第7号の添付書類として、保育に関する全体計画、年間指導計画、年間研修計画等、保育の内容に関する書類、その他保育内容に関して、アピールできる書類があれば提出してください。
11	施設長予定者の履歴書	様式8号	施設長予定者が保育士資格を有しない場合、保育責任者についても提出してください。
12	職員配置計画書	様式9号	定員での入所を想定した場合
13	就業規則、給与規程	任意	設置予定の保育施設等の案
14	資金計画収支予算書	様式10号	
15	保育施設等整備計画書	様式11号	
16	施設平面図及び位置図	任意	設計業者によるものとし、各部屋の面積、用途、扉、窓、設備等が記載されたもの。 【様式11】下部の注意書きを参照。
17	既存施設のパンフレット	任意	他に運営している保育施設があり、運営内容を紹介するパンフレット等がある場合は添付してください。